

平成28年6月

篠栗町議会第2回定例会  
会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：6月9日(木)～17日(金) 9日間)

会期	月	日	曜	会議・休会その他	開議時刻	摘 要
第1日	6	9	木	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・議案の委員会付託</li> </ul>
第2日	6	10	金	考 案 日		
第3日	6	11	土	休 会		閉 庁
第4日	6	12	日	休 会		閉 庁
第5日	6	13	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	6	14	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	6	15	水	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第8日	6	16	木	予 備 日		
第9日	6	17	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・所管事務の閉会中の継続調査の件</li> </ul>
						閉 会

# 平成28年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成28年6月9日(木) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 6番 , 7番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

# 議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
28	専決処分の承認を求めることについて(専決第1号) 〔篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について〕	総務建設 常任委員会
29	専決処分の承認を求めることについて(専決第2号) 〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ いて〕	文教厚生 常任委員会
30	専決処分の承認を求めることについて(専決第3号) 〔平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に ついて〕	予算 特別委員会
31	篠栗町男女共同参画計画策定委員会条例の制定について	総務建設 常任委員会
32	篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
33	篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
34	篠栗町障害支援区分認定等審査会の委員の定数等を定める条 例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
35	篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	文教厚生 常任委員会
36	平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
37	平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に ついて	予算 特別委員会
38	平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について	予算 特別委員会
39	平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1 号)について	予算 特別委員会
40	平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
41	平成28年度篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算 (第1号)について	予算 特別委員会

# 平成28年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成28年6月13日(月) 午前10時開議

## 第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	2番	田辺 弘之	議員
2.	4番	山田 眞士	議員
3.	10番	松田 國守	議員
4.	6番	今長谷 武和	議員
5.	7番	横山 久義	議員
6.	12番	荒牧 泰範	議員

# 平成28年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成28年6月17日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)  
[篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について]
- 第2, 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)  
[篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について]
- 第3, 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)  
[平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について]
- 第4, 議案第31号 篠栗町男女共同参画計画策定委員会条例の制定について
- 第5, 議案第32号 篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第33号 篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第34号 篠栗町障害支援区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第35号 篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9, 議案第36号 平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について
- 第10, 議案第37号 平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第11, 議案第38号 平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第12, 議案第39号 平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第13, 議案第40号 平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第14, 議案第41号 平成28年度篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第15, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成28年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月9日(開会)

平成28年 第2回 定例会 会議録

日時 平成28年6月9日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	久 芳 良 行	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	村 瀬 修	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三	都 市 整 備 課 長	三 明 祐 治
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		



開会 午前10時00分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、平成28年第2回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

これより、日程に従い議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則120条の規定により、議長において、6番 今長谷武和議員、7番 横山久義議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの9日間にしたいと思っております。

これに、ご異議はありますか。

異議なしと認めます。

従いまして、会期は本日から6月17日までの9日間に決定しました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第28号から議案第41号までの14議案でございます。

それでは、議案第28号から議案第41号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 皆様おはようございます。

本日、平成28年第2回の定例会を招集いたしましたところ、公私共ご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

農の営みにとっては欠かせない慈雨の季節となりました。今年も集中豪雨だけは降りませんよう、適度の雨を願っております。

まず今回の熊本地震について、4月14日の前震、16日未明の本震で犠牲となられました皆様に哀悼の意を表しますとともに、今なお避難生活を余儀なくされておられる被災者の皆様にお見舞い申し上げます。現在まで1,700回近い余震が

続いております。熊本県、大分県が一日も早く日常の生活を取り戻し、元の賑わいを取り戻すことができるようお祈り申し上げます。

今回の地震発生当初から、多くの町民の皆様から義援金や支援物資をお届けいただき、心から感謝申し上げます。

また、篠栗町は、他の県内市町村と共同で、災害発生直後から被災地支援のため物資搬送や人的支援を行っております。今後も福岡県の指示のもとに派遣を継続してまいります。

議案の説明に入ります前に、3月定例会以降の諸情勢報告をいたします。

去る4月16日に須恵町外二ヶ町清掃施設組合が設置・管理しているごみ処理施設「クリーンパークわかすぎ」の施設稼働延長協定調印式が行われました。

「クリーンパークわかすぎ」の平成30年度から10年間の施設稼働延長について、協議会開始から3年を経ての調印式となりました。地元の皆様のご理解に心から感謝申し上げます。

今後は、協定に基づいて稼働延長の条件である周辺環境整備を遅滞なく進めてまいります。

5月14日の土曜日に、「まちづくり住民説明会」を開催いたしました。

2060年に人口2万9,000人を目指す「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、平成27年度の事業報告と平成28年度に取り組む事業等についてが説明の主な内容でございます。

そのなかで私は、先の熊本地震で益城町役場や宇土市役所等5市町の庁舎が損壊し、災害対策拠点として庁舎外に機能を移転する事態となったことを示し、断層が町内にある訳ではないので可能性は低い訳でございますが、今回の熊本地震のような震度7や6強の地震が我が町で連続して発生したときには、篠栗町役場も耐震構造上倒壊の恐れがあることから、大規模な耐震改修か庁舎建て替えの必要性があることをお話しいたしました。まずは役場内で、どのような方向性が望ましいか検討する委員会を立ち上げて素案を作成し、議会の皆様、住民の皆様と大いに論議し、将来にわたる篠栗町の防災拠点としての役目を果たす新庁舎のあり方をまとめたいと考えております。

また説明の際、平成25年度から29年度までの総合計画「ささぐりみんなの道標」の次の総合計画のたたき台を作る時期になっていることもお話しいたしました。役場の課長補佐・係長クラスでプロジェクトチームを組んで検討し、次期総合計画については、平成29年度は、住民の皆さんと広く対話する場を設けて、作り上げ

てまいりたいと考えております。

篠栗北地区産業団地開発計画は、「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる基本目標3「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、同4「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の大きな原動力となる取り組みでございます。

働き手世代への積極支援と併せて、2025年をピークとする超高齢化社会を前に、篠栗町で先進的に取り組んでいる高齢者福祉をできるだけ維持するための財源を確保し、逡減する地方交付税依存による地域経済の縮小からの脱却を目指すものであるとお話いたしました。

この篠栗北地区産業団地の取り組みにつきましては、本定例会における補正予算審議の際に、現在の進捗状況等をご説明申し上げます。

最後に、昨日、平成27年度中に業者に支払うべき代金の未払いが生じていることが判明いたしました。厳正な年度内処理を定められている行政の会計処理として、決してあってはならない重大なミスでございます。

議員の皆様にお詫び申し上げますとともに、早急に関係者に事情を説明し謝罪するとともに支払いを完了いたします。詳細は、本日の全員協議会でご説明いたします。大変申し訳ございません。

私は、昨年から申し上げてきましたように、住民の皆様との対話を大切にして篠栗町の自治の発展に向けて邁進してまいり所存でございます。議会におかれましても、同様に町民の皆様との対話を重視され、更に開かれた篠栗町議会を目指していただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

続きまして、本定例会に提案しております、議案第28号から議案第41号までの14議案について説明をいたします。

議案第28号は、「専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)」であります。

本議案は、篠栗町税条例及び篠栗町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

改正の主な内容は、固定資産税の税負担軽減措置について、今まで国が一律に定めておりました固定資産税の特例措置の割合を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できる仕組み、いわゆる「我が町特例」を導入した上で、その適用期限を延長するものであります。

議案第29号は、「専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)」であります。

本議案は、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

改正の内容は、国民健康保険税の賦課限度額について、基礎課税額分及び後期高齢者支援金分をそれぞれ2万円引き上げ、また、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を5割軽減の基準については5,000円、2割軽減の基準については1万円引き上げるものでございます。

議案第30号は、「専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)」であります。

本議案は、平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、平成27年度同会計予算に歳入不足が生じたことに伴い、平成28年度の歳入を繰り上げて措置するため、前年度繰上充用金1億5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,928万1,000円とするものであります。

議案第31号は、「篠栗町男女共同参画計画策定委員会条例の制定について」であります。

本議案は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に基づき、篠栗町における男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を総合的かつ計画的に進める、篠栗町男女共同参画計画の策定に当たり、広く住民等からの意見を聴取し計画に反映させるため、本条例を制定するものであります。

議案第32号は、「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業等における保育士を確保するため、当面の間の措置として保育士資格要件の弾力化を図ること及び建築基準法施行令の改正に伴う避難用設備の構造要件が改正されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

議案第33号は、「篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の改正に伴い、「義務教育学校」の規定を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第34号は、「篠栗町障害支援区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)が改正されたことに伴い、障害程度区分から障害支援区分へと名称を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第35号は、「篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、福岡県重度障害者医療費支給制度が、本年10月1日に改正されることに伴い、関係規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は同じく10月に改正される、福岡県子ども医療費支給制度及び篠栗町子ども医療費支給制度の改正内容に合わせ、3歳から中学生までの重度障害者について、現行の月上限日数10日から7日に変更し、自己負担上限月額を現行の5,000円から3,500円に、低所得者は現行の3,000円を2,100円にそれぞれ引き下げるものであります。

議案第36号は、「平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について」であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,085万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ94億1,223万7,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、地方交付税といたしまして普通交付税2,775万2,000円、国庫支出金といたしまして、カード関連事務委任に係る交付費補助金739万9,000円、県支出金といたしまして、地域密着型施設等整備補助金2,625万円を増額補正し、国庫支出金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金54万3,000円を減額補正するものであります。

次に歳出につきましては、総務費において、一般管理費といたしまして、熊本地震義援金328万円、災害派遣旅費22万円、職員健康診断料8万6,000円。情報システム管理費といたしまして、障害者福祉システム等導入委託料374万8,000円、通知カード・個人カードに係る委任事務交付金739万9,000円。参議院議員通常選挙費といたしまして、臨時賃金82万3,000円。町長選挙費

といたしまして、臨時賃金 35 万 9,000 円。民生費において、介護保険対策費といたしまして、介護小規模多機能型居宅介護事業所開設補助金 2,625 万円。児童福祉総務費といたしまして、栗の子保育園空調機器設備改修補助金 354 万 8,000 円。商工費において、商工総務費といたしまして、商工会プレミアム付き商品券事業補助金 300 万円。教育費において、篠栗北中学校費といたしまして、バックネット設置事業 494 万円。他会計繰出金において、篠栗北地区産業団地整備特別会計繰出金 85 万 6,000 円。その他人事異動による人件費といたしまして、1,262 万 7,000 円を増額補正するものであります。

減額といたしましては、他会計繰出金において、国民健康保険特別会計繰出金 507 万円、後期高齢者医療特別会計繰出金 120 万 8,000 円をそれぞれ減額補正するものであります。

また、債務負担行為につきましては、粕屋南部消防組合分担金のうち、平成 27 年度地方債元利償還金について、限度額 1 億 20 万 8,000 円の債務負担行為を行うもの及び須恵町外二ヶ町清掃施設組合分担金のうち、平成 26 年度地方債元利償還金について、限度額を 1,657 万 1,000 円に変更するものであります。

議案第 37 号は、「平成 28 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について」であります。

本議案は、人件費及び国保標準システムに係るシステム改修費の補正により、歳入歳出それぞれ 343 万 5,000 円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 38 億 9,584 万 6,000 円とするものであります。

議案第 38 号は、「平成 28 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について」であります。

本議案は、人件費の補正により、歳入歳出それぞれ 120 万 8,000 円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8,927 万 2,000 円とするものであります。

議案第 39 号は、「平成 28 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)について」であります。

本議案は、人件費の補正により、第 3 条 収益的収入及び支出において、支出に 193 万 9,000 円を追加し、収益的支出の総額を 7 億 9,460 万 2,000 円とするものであります。

議案第 40 号は、「平成 28 年度篠栗町水道事業会計補正予算(第 1 号)について」であります。

本議案は、人件費及び非常用飲料水袋の購入による補正により、第3条 収益的収入及び支出において、支出に56万円を追加し、収益的支出の総額を5億626万2,000円とするものであります。

議案第41号は、「平成28年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)について」であります。

本議案は、当該開発地から土砂災害特別警戒区域を除外するため、分筆測量並びにその登記費用を補正するもので、歳入歳出それぞれ85万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7,948万1,000円とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」議題といたします。

議案第28号から議案第41号までの14議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議案第28号と議案第29号及び議案第31号から議案第35号までの7議案につきましては、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思っております。

また、議案第30号と議案第36号から議案第41号までの補正予算の計7議案につきましては、議長除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は、6番 今長谷武和議員、副委員長は、5番 村瀬敬太郎議員です。

最後に報告2件については、15日の予算審査終了後に、全員で報告を受けたいと思っております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前10時25分

平成28年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月13日(一般質問)



平成28年 第2回 定例会 会議録

日時 平成28年6月13日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	久 芳 良 行	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	村 瀬 修	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三	都 市 整 備 課 長	三 明 祐 治
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長(阿部 寛治) 皆さん、おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配布しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

皆様の一般質問に入る前に、教育長に発言を求められていますので、ここで許可します。

はい、教育長。

○教育長(西 邦彰) 失礼いたします。

議長より発言の許可を受けましたので、教育委員会部局の支払いの件につきまして一言お詫び申し上げます。

平成27年度の教育委員会部局の予算執行に瑕疵が生じまして、議会をはじめ町民の皆様方に多大のご迷惑をおかけしましたこと、またご心配をおかけしましたことにつきまして心よりお詫び申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

この件につきましては、去る6月9日に町長の命を受けまして、該当の5社の責任者の方にお会いしまして、謝罪を行ってきたところでございます。

5社の責任者の方につきましては、ご理解とご了承を賜りまして翌10日の日に全額の支払いを終了させていただきました。

今後は、このような事案につきましても原因をはっきりさせ、二度と起こらないように教育委員会としても努めてまいりますので、今後ともどうぞご指導のほうをよろしくお願い申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

○議長(阿部 寛治) 日程第1、一般質問を行います。

質問者は6名ございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内とします。

この際、議員の皆様には議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムでの配信が行っていますので、質問議員も答弁者も言葉遣

いには気をつけるように求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力お願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位 1 番 田辺弘之議員。

通告数は 1 問です。

○議員(田辺 弘之) 議席番号 2 番 公明党の田辺弘之でございます。

今回は、篠栗町で昨年 7 月に発行された「プレミアム付き商品券の効果について」質問いたします。

地域創生の大きな推進力のひとつとして、昨年、プレミアム（割増）付き商品券が発行され、地域の消費拡大を促す効果を発揮いたしました。

現在、事業の成果が相次いで公表されております。

プレミアム付き商品券は、公明党の提案で国の 2014 年度補正予算に計上された「地方創生のための交付金」を活用したもので、昨年 3 月以降、全国各地で発行され、交付金はプレミアム付き商品券の割増分などに充てられ、内閣府によりますと、市区町村全体の 98.5% に当たる 1,716 市区町村に配分されました。

購入額より 1 割から 3 割お得に買い物ができるプレミアム付き商品券。昨年は公明党の推進で大半の市区町村が発行し、地域の消費拡大を促す効果を発揮いたしました。現在、事業の成果が相次いで公表されております。

例えば、全国の政令指定都市では、同商品券をきっかけに新たに生み出された消費額が、割増分の最大 4.4% に上がりました。

我が篠栗町においても、商工会によって毎年 10% お得なプレミアム付き商品券がエブリささぐり販売として発行されておりますが、昨年の 7 月にはさらにプラス 10% の 20% お得なプレミアム付き商品券が発売され、従来の中小店だけではなく、大型店舗や「工業系券」も発行。リフォーム工事や、自動車整備等にも使用できるようになり、より使用範囲を広められ好評を得ました。

全国商店街振興組合連合会の坪井理事長は庶民の心をつかんだ政策と評価され、次のように語られております。

「プレミアム付き商品券の発行は、公明党が山口那津男代表を先頭に、庶民目線に立って推し進めていただいた経済政策であり、ご尽力に大変感謝しております。

プレミアム付き商品券は、GDP（国内総生産）の約 6 割を占める個人消費を刺激し、経済活性化に大きな成果を出しました。

成功した理由の一つは割増分に税金が使われているものの、商品券の金額の大半は消費者負担であり、個人消費の押し上げに直接つながっている点です。もう一つは庶民の心をつかんだ政策であったということです。

私の地元・名古屋市では発売時期が真夏だったにもかかわらず、長蛇の列ができ、数時間で完売。その熱気は消費者の購買意欲に表れ、割増分の3.5倍の経済効果を生み出したという試算が出ております。

商店街を活性化させ、地域経済を元気にする成功事例を一過性に終わらせるのではなく、中長期的な視野に立って継続させ、景気の底上げにつなげていただきたいと期待しております。」とおっしゃっております。

プレミアム付き商品券の効果については、政令指定都市では、千葉、京都両市を除く18市が成果をすでに公表しております。

いずれも商品券購入者に対するアンケートの調査を基に、①普段の買い物が商品券で支払われた総額。②商品券の入手がきっかけとなった商品・サービスの購入総額。これは商品券支払い分と現金による追加支払い分の合計を算出いたしました。

割増分が呼び水となって新たに消費が拡大した額（消費喚起額）に当たるこの②は、各市とも割増分を超えました。

特に地震がありました熊本市では、消費喚起額は割増分の4.4倍に上がり、北九州市3.9倍、名古屋市3.5倍、札幌市3.4倍、福岡市3.3倍、でも結果が顕著でございました。

事業者を調査した市によれば、売上げ増加に「効果があった」との回答は、神戸市で52.2%、横浜市で51%に上がりました。神戸市でも商店街での販売促進イベントの開催などを支援する事業も行ない、「商店街会員同士の連携・協力意識の向上につながった」との声も上がっております。

なお、内閣府では、今回の事業全体の成果を6月にも取りまとめる予定とあります。

公明党は例として、全国の政令指定都市で、同商品券をきっかけに新たに生み出された消費額が、先ほど示したように、最大割増分の4.4倍に上がったというデータを基に、地域経済をさらに元気にするため、先月12日に政府に申し入れた成長戦略の提言の中で、同商品券を引き続き各地で発行できるよう提案しております。

これらを踏まえて、篠栗町で昨年7月に発行されたプレミアム付き商品券の効果に関してお尋ねいたします。

①プレミアム付き商品券の総額と内容。

②普段の買い物が商品券で支払われた総額。

③割増分が呼び水（消費喚起額）となって新たに消費が拡大した額。

④事業者に対して効果を調査したのか。

⑤引き続き、このようなプレミアム付き商品券が発行された方がよいと考えるのか。

を質問いたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長(阿部 寛治) ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) おはようございます。

田辺議員の「プレミアム付き商品券の効果は」について、ご質問にお答えいたします。

篠栗町では、国の平成26年度補正予算に盛り込まれた「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）」を活用いたしまして、「地域商品券に係る地域経済活性化支援事業」を平成27年度に行いました。

これは、篠栗町商工会が発行するプレミアム付き商品券発行事業を支援することにより、町内の消費を喚起するという目的で実施したものでございます。

それでは、議員がお尋ねの内容につきまして、順次お答えしてまいります。①から④まではまず産業観光課長から答弁をいたしまして、⑤について、また後で私のほうから答弁を申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(阿部 寛治) はい、引き続きどうぞ。

○産業観光課長(黒瀬 英三) おはようございます。

まず、①「プレミアム付き商品券の総額と内容」については、商工会が発行したプレミアム付き商品券の発行総額は2億4,000万円で、その内訳は一般分1億6,800万円、住宅リフォーム分は7,200万円でありました。

昨年7月4日土曜日が販売開始日でしたが、一般分は即日完売、住宅リフォーム分もほどなく完売したとの報告を商工会から受けております。

プレミアム付き商品券の詳細について申しますと、一般分は額面500円の商品券24枚綴りを一冊とし1万4,000冊を発行、1万2,000円分を1万円で販売しておりますのでプレミアム率は20%、購入限度は一人10冊、購入金額にして10万円まででありました。

1冊1万2,000円のうち、9,000円分が大規模店舗でも使用可能な共通券

で、残り3,000円分が地元商店専用券でありました。

住宅リフォーム分は、額面6万円券1枚を1冊とし1,200冊を発行、5万円  
で販売しましたのでプレミアム率は一般分と同様に20%、購入限度は1世帯20  
冊、購入金額にして100万円まででありました。

商工会が、換金手数料を無料にしたことと熱心な参加勧誘を実施したことから、  
大規模店舗8店も参加し、町内182店の参加を見ております。

次に②「普段の買い物が商品券で支払われた総額」については、商工会が実施し  
ました「プレミアム付き地域商品券の利用実態に関するアンケート」の集計から推  
計することになります。

当該アンケートですが、サンプル数は560です。設問の回答中「普段の買い物  
を商品券で支払った」額は3,947万4,500円、「商品券の入手がきっかけと  
なった商品・サービスの購入のうち商品券で支払った」額は3,777万9,000  
円、「商品券の入手がきっかけとなった商品・サービスの購入のうち現金等で支払  
った」額は3,268万6,068円で、支払い総額は1億993万9,568円で  
す。

これを単純に発行総額に当てはめて推計しますと、「普段の買い物が商品券で支  
払われた総額」は1億2,260万円程度と見込まれます。

③「割増分が呼び水となって新たに消費が拡大した額」については、同様の推計  
で1億150万円、プレミアム分4,000万円の2.5倍程度と見込まれます。

④「事業者に対して効果を調査したのか」については、商工会が調査を実施して  
おりますので、調査結果と商工会に聞き取りした内容を申し上げますと、「住宅リ  
フォーム分は、20%のプレミアムと一世帯の購入限度100万円は十分に消費喚  
起の動機づけになった。併せて、地元事業者が注文待ちの姿勢から受注獲得の姿勢  
に変わり、営業活動の活性化にもつながった。」という回答を得ています。

また、一般分については、先ほど申しましたように1冊1万2,000円を、大  
規模店でも使用できる共通券9,000円分と地元商店専用券3,000円分の組み  
合わせで販売しており、大方の予想では、大規模店での使用がかなり多いと見込ん  
でおりましたが、換金の結果、大規模店での使用が48.25%、金額にして8,1  
06万円、地元商店での使用が51.75%金額にして8,694万円でありました。

消費の動向としては、生活費に使用されていますが、通常よりも高価な商品を買  
入される場面での商品券使用が目立ったということです。

事業周知のためのチラシを町内全戸に配布しましたので、これまで地域振興券の

存在すらご存じでなかった町民の方々が地元商店の存在も併せて知るところとなり、新たな顧客の開発にもつながったということです。

これらのことから、消費喚起効果とこれに付随する効果は十分に認められたところであります。

ただ、問題点もいくつか報告があつておりました、店舗によっては売り上げを伸ばしたところとそうでないところがあるということ、これまでも10%のプレミアム付き地域振興券を発行してきているが、プレミアム部分の商工会での負担が大きな課題となっていること、必要な商品、サービスが、町内で手に入らない場合があることとなっております。

5番目につきましては、答弁をお代わりいたします。

○議長(阿部 寛治) はい、町長。

○町長(三浦 正) では5番目の「引き続き、このようなプレミアム付き商品券が発行された方がよいと考えるのか。」という点につきましては私から答弁いたします。

平成28年度のプレミアム付き商品券発行につきましては、年明けから城戸商工会長から度々にご相談を受け、発行金額や補助割合について検討を重ねてまいりました。

そして、4月28日に篠栗町商工会から「平成28年度篠栗町商工会プレミアム付き商品券事業補助金交付要望書」が提出されました。

昨年の当該事業が、地域住民の生活支援並びに消費喚起による地元企業の経営改善の促進につながり、地域振興の活力源になったことから、本年も引き続き事業を実施したいというものでございました。

本年度は、国の交付金がございますので、プレミアム率は従来のとおり10%とし、そのうち3%の部分は福岡県の補助金があることから、残り7%の一部に町の補助金を交付して欲しいとの要望でございました。

町といたしましては、事業者、商工会、福岡県等の関係するものが持つべきそれぞれの役割、負担等を十分考慮いたしまして、同時に社会情勢等も勘案しながら補助事業に臨んでまいりたいと考えております。

そこで、本年度は、本定例会に提案しておりますとおり、商工会のプレミアム付き商品券発行事業に補助金を交付しようと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) 再質問はございますか。

田辺議員。

○議員(田辺 弘之) ありがとうございます。

町としても取り組んでいくということで、今回ですね、不透明さを増す世界経済を踏まえ、デフレ脱却と経済の好循環を確かなものとするために、消費税10%の引き上げが延期されました。

国際経済の変調が日本経済にも影響を与え、特に個人消費が冷え込んでおります。

その為にも、今答弁にございましたように停滞する消費マインドを転換するために、プレミアム商品券は非常に効果的だとのデータが示されたと思っております。

今後、町としても国に対してこのようなプレミアム商品券のような施策を継続してもらいたいとお考えでしょうか。

○議長(阿部 寛治) はい、町長。

○町長(三浦 正) 国に対しましては、今お話のとおり私もプレミアム部分について、交付をしていただけるような施策というのは、是非とも継続して訴えていきたいところでございますが、これが全部、県と自治体と商工会という負担になってきますと、当然のことながら発行総額も限られてきますし、或いは、それぞれの負担割合もずっとこれが続きますとかなりの額になってまいりますので、なかなかこれをどんどん拡大していくということには難しい点があるかと思っております。

そういうことからいたしましても、国にも継続して平成27年度のような取り組みは、またお願いできればというふうに思っております。

○議長(阿部 寛治) はい、再々質問。

はいどうぞ。

○議員(田辺 弘之) ありがとうございます。

私もここで言いましたように公明党も取り組んでますので、そういうことも我が党も上に言いながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○議長(阿部 寛治) 終了ですか。

はい、終了の場合は終了ということをおっしゃってくださいね。

○議員(田辺 弘之) これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長(阿部 寛治) はい、次の質問順位に移ります。

質問順位2番 山田眞士議員。



○議員(山田 眞士) 議席番号4番の日本共産党の山田眞士でございます。

よろしく申し上げます。

一つ目の質問は、保育所の待機児童についてであります。

「保育園落ちた、日本死ね！」のブログが新聞で報道され、国会でも紹介されました。

このことがパパ、ママたちの怒りを買い国会前での抗議集会までになりました。

篠栗町の待機児童数は22から23名と聞いております。

ある保護者の方々は、私のところに電話をいただき、不安と心配を抱え大変な思いをしてあるという報告を受けました。

本町では、第5次総合計画の中で「待機児童を解消します」と表明しておられますが、その後、その待機児童の問題についての対策はどのように進んでいるのでしょうか。

これが一つの質問であります。

二つ目には、待機児童解消の対策にあたって、聞いておきたいことが一つあります。

保育所に入所することができず、やむなく家庭で保育をするようになった場合、その児童は待機児童としてカウントするように定義されているのでしょうか。

待機児童としてカウント定義されるべきだと思いますが、もしカウントされていないとすれば、それはカウントしていただきたいということが一つです。

この二つのことについて、まず質問をしたいと思います。

○議長(阿部 寛治) 通告からいうと2問になっとうけん、全部一旦3番まで、そして後を切って答弁をと思っております。

○議員(山田 眞士) 3番目の質問が、育児休業中の在園児の継続保育を、篠栗町では現在4歳児以上を2歳児以上か、3歳児以上に年齢を下げていただきたいということです。

隣の久山町、それから粕屋町も年齢を1歳下げて3歳児以上としています。

ある保護者の方から電話をいただきました。

その方は、「少子化が進んでいるから子どもを産んでくれる対策をとっていると言うけれども、継続保育年齢が高いと安心して子どもを産むなんてできませんよ。言っていることと、していることが矛盾してるんじゃないんですか。」と怒りの電話を受けました。

在園児の継続保育の年齢を1歳でも2歳でも下げていただきたいというのが、私

の要望であります。

この三つの質問に、こども育成課長か教育長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長(阿部 寛治) はい、井上こども育成課長。

○こども育成課長(井上 伸一) それでは、山田議員の「①保育所の待機児童解消対策について」のご質問についてお答えいたします。

まず、本町の保育園等の待機児童数であります。子ども・子育て支援新制度に基づきまして、国が示す定義に基づく待機児童数は平成28年4月当初において10名であります。

ご質問にある「篠栗町の待機児童数22から23名について」でございますが、この人数につきましては町内に入所できる保育所はあるが、特定の保育所等のみの入所を希望し、入所待ちをしている保護者分を含めた児童数で22名となっております。

次に、保育園等の待機児童解消への取り組みについてお答えいたします。

第5次篠栗町総合計画(ささぐり みんなのまちしるべ)においては、子育て支援の充実を図るため保育園等の定員の調整及び弾力的運用により待機児童の解消を目指すこととしております。

また、平成27年4月から開始された「子ども・子育て支援新制度」に基づき、平成27年度から平成31年度までの5年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に待機児童の解消に取り組んでいるところでございます。

この支援事業計画では、人口推計に基づき年度ごとに保育の提供体制と確保方針に数値目標を設定し、待機児童の解消に向け推進を図っているところでございます。

具体的には、平成27年度に子ども・子育て支援法に基づきまして、町内の認定こども園の受入れ人数を拡大し、平成28年度は平成27年度に比べ、認定こども園の保育定員を25名拡大し、増大する保育ニーズに対応するとともに待機児童の解消を進めているところであります。

次に質問の「②待機児童の定義について」お答えいたします。

まず、冒頭申し上げた国の定義についてご説明申し上げます。

この定義は、厚生労働省から示された保育園等利用待機児童の定義でありまして、その概要をご説明申し上げますと、まず保育の必要性の認定がなされたうえで、「保護者の求職活動の状況」や「特定の保育所を希望している場合の取扱い」など複数の状況を勘案し待機児童とすることが定義されております。

「やむなく家庭で保育するようになった場合、その児童は待機児童としてカウン

トするよう定義されているか」とのご質問でございますが、家庭で保育することになった理由をこの定義に照らし待機児童数にカウントするか否かを判断しております。

この定義による待機児童数は、本町の子育て支援の充実を図るうえで大変重要な指標となるものでありますので、国の定義に基づく待機児童解消への取り組みとともに、本町の子どもと保護者の状況に応じた、きめ細かな保育所等の利用調整に取り組み、保育サービスの充実を推進しております。

以上①、②について終わります。

○議長(阿部 寛治) はい、③については教育長。

○教育長(西 邦彰) 続きまして、質問事項③の「育児休業中の、在園児の継続保育の年齢設定」についてお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度に基づく保育の必要性の認定と、「本町の育児休業中の在園児の継続保育」についてご説明いたします。

子ども・子育て支援新制度では、保育所に入所中の子どもがあり、新たに生まれた弟や妹の養育のために、保護者が育児休業に入った場合、その保護者は保育所に在園中の子と共に、家庭で保育できる環境があるとして、原則退所となります。

ただし、国の特例措置「育児休業に伴う入所の取扱いについて」に基づき、本町におきましては保護者が育児休業中であっても、退園による子どもの生活環境の変化に留意する必要から4歳児、5歳児については、原則退所となるところを、希望があれば継続して入所ができるように認めているところでございます。

その際、この4歳児、5歳児の継続保育につきましては、町内の保育所等の全体の受け入れ人数と、個々の保育所等の入所状況など総合的な判断を基に設定しているものでございます。

従いまして、子育て支援の充実を図る観点から、育児休業中の継続保育の年齢設定につきましては、先ほどこども育成課長が述べましたように、待機児童の解消対策の推進とともに引き続き検討し、より良い子育て環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) はい、再質問どうぞ。

山田議員。

○議員(山田 眞士) 今、こども育成課長の答弁に関しまして、ちょっと一つ質問があります。

今、保育園の人数のことを言われたんですけども、調整すると。

ところが、それに対して保育士はちゃんと確保できるんですか、そういう対策は取っておられるんでしょうか。

それが、まず一つの質問です。

それから、教育長の答弁に関してはですね。

私が求めているのは、この糟屋郡内でも2町がその継続保育の年齢を1歳下げています。久山町と粕屋町は下げています。

どちらもやっぱり待機児童を控えておるわけですけども、そういうふうに努力しておられますので、この篠栗町でもですね、私はせめて3歳児、できれば2歳児ぐらいまでに年齢を下げる検討をすると今おっしゃいましたけども、ぜひ全力でやっていただきたいなと思いますけども、再度答弁をお願いします。

○議長(阿部 寛治) はい、こども育成課長。

○こども育成課長(井上 伸一) 今ご質問がありました保育士の確保につきましては、保育士の単価につきましては、全て国の運営費等によりまして設定されております。

現在、全国的に問題になっております保育士の取得は、篠栗町におきましても同様の問題を抱えていると考えておりますので、今後とも引き続き、保育士の確保を各施設と協議しまして、努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) もう一問、はい、教育長。

○教育長(西 邦彰) 先ほどお尋ねの継続保育の年齢を下げることににつきましては、4歳児、5歳児の継続保育についてのところで述べましたように、町内の保育所等の全体の受け入れ人数と、個々の保育所等の入所状況など総合的な判断を勘案して進めております。

従いまして、3歳児、2歳児等につきましても、さらに検討を重ね、待機児童の解消の推進とともに、より良い子育て環境の充実に図っていく所存でございます。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) はい、山田議員。

○議員(山田 眞士) よろしくお願いたします。

それでは、次によろしいですか。

○議長(阿部 寛治) はい、どうぞ。

○議員(山田 眞士) 就学援助の制度について、質問させていただきます。

ギリギリの暮らしをしている家庭が、この篠栗町においても増加しております。

私も調査させていただきまして、年収が200万円以下、250万円以下の世帯がそれぞれ、3人に1人ぐらいの割合で増加しております。

そして、そういう状況の中において、わずかなお金の不足が家庭崩壊の引き金になるということを貧困と格差のセーフティーネットが報告しております。

それで、私は、就学援助制度は、子どもたちの成長、発達の基礎となる制度であります。

子どもたちが不安をもたずに学びのスタートができるように、就学援助の支給時期を今の7月から就学前の3月に前倒しをしていただきたいというのが、私の要望と質問であります。

福岡市は1月に申請すれば、3月に支給時期を、前倒しをしております。

生まれ育った地域に左右されずに就学前の子どもたちが夢と希望をもってスタートができるように支給時期を前倒しをしていただきたいと思います。

このことについて、教育長に答弁をお願いします。

○議長(阿部 寛治) はい、教育長。

○教育長(西 邦彰) 山田議員の「就学援助制度について」のご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、福岡市では、入学前支給制度を独自で設け、就学援助の一部であります「新入学生徒学用品費」に該当する額が3月に支給されております。

この「新入学生徒学用品費」は、本町の「篠栗町立学校児童生徒就学援助規則」第4条別表に当てはめますと、小学校新1年生については、1万9,900円、中学校新1年生については、2万2,900円という額となります。

本町においては、公正で正確な就学援助制度の運用のために、対象世帯の直近の所得状況を、当該年度の住民情報により確認しております。

具体的には住民税の賦課後、6月に申請受付を開始し、その後速やかに所得情報から審査し、認定された方には7月に4・5・6月の3か月分を支給するという手順を進めておるところでございます。それ以降は、3か月毎、年間4回にわたって支給しているものでございます。

福岡市と同様に、入学前支給制度を導入した場合、直近の所得状況が確認できず正確な認定とはならないこと、また、支給後3月末日までに支給対象者が転出された場合には、支給した額を戻入していただくことになり、事務的にも対応が困難なこと、同時に、対象者にもご迷惑をお掛けすることが考えられます。

また、糟屋地区の支給状況を確認したところ、入学前支給制度を導入している自

治体はなく、本町同様、世帯の所得状況の正確な把握、対象者の異動等の問題から慎重に判断されているものと思料されます。

本町においては、公正かつ正確な制度運用のために、現在のところ支給時期を変更する予定はございませんが、生活に困窮されるご家庭に対する配慮を、という議員のご質問の趣旨を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) はい、山田議員。

○議員(山田 眞士) このですね、就学援助制度というのは名前からしても、これは就学前にそういう支給をするという意味に取れます。就学してから後じゃなくて、就学前ですね、要するにこれは、就学援助制度というのは就学準備金制度とも言われています。これは新聞でもそう書いてありました。

そうしますとね、私たちがラジオ体操をするときに準備体操をします。つまり、一つのスポーツをする前に準備するわけです。そういう意味じゃないんですか、この就学援助制度というのは。

だから正確さを期するというのも大切だろうと思います。しかし、もっと大切なのは、やっぱりその先ほども言いましたように、篠栗町の年収、低所得者200万以下、250万以下の方たちの、年収ですよ、所得じゃなくて年収ですから、これがですね、200万以下だったらどうやって子どもを学校に行かせられるんだらうと、子どもも不安だし親も不安で、だから私はですね、この名前からしても就学援助制度ですから就学する前に準備をしていただきたいと思います。

そして、申請するのも福岡市と同じように1月に申請してくださいと、そういうふうな形でやっていけばできないことはないと思うんです。

私は、町長の今までの議会が始まる時の考え方を全部読んでまいりました。

私は素晴らしいと思ってるんですよ、本当に。

素晴らしい考え方を持ってるなと思います。

だから私はですね、町長が言われるように、どの子ども地域によって、また性別によって、収入によって判断されるような制度ではないと私は思うんですね。

だから行政のほうが、このことを踏まえて、前もっていつもやっていけばですね、できないことはないと思います。

そして、この就学援助制度を受けられる対象の方々に前もってきちんと説明していく、またそういう知らせをしていくことによって、私はある程度の完璧さは、できるんじゃないかと思うんですよ。

この就学援助制度という名前が、私はちょっと正確には違う気がするんですね。就学前にそういうことを、制度を、援助をするんだということじゃないでしょうか。

そういう意味において、就学前、つまり3月あたりに支給するということを検討していただきませんか。

ほかの町ができてなくても町長の議会での表明を聞きますとね、本当に篠栗町は篠栗町でやるんだという意気込みを私は感じていて、本当に良い考え方だなと思っています。

どうか就学前に福岡市と同じように、ある程度そういう制度ができるように、支給できるように対策を取っていただきたいと心からお願いします。

答弁をお願いします。

○議長(阿部 寛治) 要望ですか。

○議員(山田 眞士) どちらでも、町長でも教育長でもよろしいです。

じゃあ、町長に求めたいです。

○議長(阿部 寛治) はい、町長。

○町長(三浦 正) 今、山田議員のご質問の中の就学援助制度で特に入学を控えている人たちには前もって、その「新入学生徒学用品費」という形での事前に就学助成をするのが望ましいのではないかというご意見でございました。

先ほど教育長から、私どもの現在行っている体制につきましては、6月に申請を受付けて7月に4・5・6か月分を支給するという従来の形を取っておりましたが、今お話がありましたことが、私ども実際、福岡市でも可能になっておるわけでございますので、その辺ところは今のご意見を貴重なご意見として検討を進めてまいりたいと思っております。

福岡市と大きく違いますのは、やっぱり私どもの自治体は、先ほど教育長が申し上げましたように支給後の3月末に支給対象者が転出するという割合が非常に多うございます。

そういうふうなことを踏まえてですね、より良い方法を十分納得していただけるようなスタイルで考えていかなければならないかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(阿部 寛治) はい、山田議員。

○議員(山田 眞士) 繰り返しになりますが、この就学援助制度というのは、ある意味での社会福祉であります。

このことをですね、踏まえてどうか篠栗町でもできるだけ支給時期をですね、前倒ししていただけるよう、よく検討していただきたいと思います。

また私もその流れを、これからも注視していきたいと思いますのでよろしく願いします。

これで私の質問は終わります。

○議長(阿部 寛治) では、次の質問順位に移ります。

3番 松田國守議員。

○議員(松田 國守) 議席番号10番 松田でございます。

本日は、町長に2問質問させていただきます。

まず、1問目は「地方創生事業と創生交付金について」でございます。

「自分たちの町のまちづくりは自分たちの手で」このフレーズはですね、三浦町長が平成16年に就任以来言い続けてこられた自治意識の確たる信念であろうかと思えます。

そして今、国が発信している「地方創生総合戦略」が、まさに国が地方に求める自治意識の喚起でありましょう。

「自分たちの未来を、自分たちの創意工夫で切り拓く。地方の意欲的なチャレンジを、自由度の高い『地方創生交付金』によって応援します」と、安倍内閣は意欲的であります。

町では昨年3月に新たに発刊されました改訂版「篠栗町都市計画マスタープラン」を指針として、まちづくりが進められております。

町長としての課題の一つに、国の地方創生に基づく「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組みと、この交付金の積極的活用があげられています。

創生事業と創生交付金の現況とこれからの展望をお尋ねいたします。

○議長(阿部 寛治) 第一問目です。

はい、町長からどうぞ。

○町長(三浦 正) 松田議員の「地方創生事業と創生交付金について」のご質問にお答えいたします。

平成27年12月に策定いたしました「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきまして、2060年の本町における目標人口2万9,000人とし、その達成に向けて、まずは2015年から19年までの5年間におきまして14の施策を掲げました。

その施策に充てる交付金として平成27年度は、先行型交付金、上乗せ交付金、



加速化交付金という3つの交付金が国から示されました。

先行型交付金は、当該総合戦略にうたった6つの事業を対象とし、4,018万1,000円の事業を実施いたしました。

その後、示されました上乗せ交付金は、Uターン、Iターン、Jターンの助成、地域しごと支援事業等、創業支援・販路開拓支援、観光振興・対内直接投資、他世帯間の交流・多機能型ワンストップ拠点、少子化対策等々に絞られまして、さらに事業の先駆性を必要とする要件が求められました。この中で、まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則いわゆる自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視が求められ、先行型交付金のような自由度は無くなり、寛容な交付金とは言えないものになりました。これらのことから、対象となる事業が無かったことから申請を見送ったところがございます。

次に、加速化交付金ですが、しごと創生、地方への人の流れ、働き方改革、まちづくりが大枠として定められ、国の方針として官民協働、政策間連携などの事業が対象となったことから、本町におきましても2件の事業を申請したものの将来的に町の補助金に頼らず自立することが求められることが要件であったことから、交付決定には至りませんでした。

今年度につきましては、地域再生計画を策定し、内閣総理大臣に認定を受けた地方公共団体が交付対象となる地方創生推進交付金が創設されたところがございます。この交付金の要件は、地域再生を図るために行う事業を地域再生計画に記載しなければなりません。

地域再生計画におきましては、平成30年度から第6次総合計画を見据え本町の課題抽出に取り組む準備をすすめていることから、これらの計画と整合性を図りながら、交付要件を勘案したうえで、政策の検討を行ってまいりたいと考えております。

本町におきましては、ここ数年で町の方向性を決める様々な計画等の新設や改定を行っておりまして、本町にとってもかつてない変革期を迎えているところがございます。

更なる地方創生の推進を図るためにも、交付金要件にあった事業の掘り起こしや情報収集に努めて、積極的な交付金活用に向けて今後も取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(阿部 寛治) 松田議員、再質問どうぞ。

○議員(松田 國守) 詳細な答弁ありがとうございました。

総合戦略の取り組みについてはですね、それぞれ目標値が定められておりますが、その目標達成には全ての住民が自治意識のもとに進めることが大切だと思います。

三浦町長は就任以来、起債残高を大幅に減らし、基金の取り崩しを最小限に抑える緊縮財政の中で、住民サービスに邁進され、その実績は高く評価されております。

これからは重要な年度が続きますので、総合戦略の司令塔として積極果敢な指導力を発揮していただければなりません。

そこで、11月には町長選挙が控えております。

当然4期目を目指されるものと察しますが、差し支えがなければ抱負をお聞かせください。

○議長(阿部 寛治) はい、町長。

○町長(三浦 正) 再質問にお答えいたしますが、今お話ありましたように平成28年度の説明会でも申し上げましたが、ここ11年間の基金の残高、借入金の残高の推移の表をお示し申し上げましたが、実質的に85億円ほどの起債を減らすことができました。

平成22年頃から申し上げておりました私どもの町の、いわゆる平成28年度問題、つまり交付金による起債への交付金の算入分と町の借入金の年度の返済額のアンバランスからくる平成29年以降の起債に対する手出しの償還額の大幅な増加をこれによって完全にクリアすることができたと思っております。

そういうことから、今、私どもはちょうど時を同じくしてスタートいたしました地方創生という国の事業に乗りました「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」によりまして新たな事業展開をし、交付税に頼らない自前の税収を増加させることによって、いろんな事業展開をしていこうというところに方向転換しようということを今、計画しているところでございます。

そうしたことも踏まえて、今回の6月の諸情勢報告の中でも提言し、縮小されることが予想される地方交付税交付金の減少額をカバーするために、これからいろんな事業を展開して行って、自前の財源を増やして新たな子育て環境、或いは2025年問題を控えている高齢者支援のペースを遅らせることなくやって行きたいというふうなお話を申し上げました。

そういうふうなことを検討していく中で、しかるべきときに私も11月の選挙に向けて判断をして、具体的な決断を申し上げなければいけないと思っております。

平成28年第2回定例会の最終日までには、皆様方にお示しして新たな私の思いをお伝えしたいと思っております。

○議長(阿部 寛治) 松田議員、1問目は終わりですね。

はい、では2問目どうぞ。

○議員(松田 國守) はい、2問目ですが「健康広場に安全で清潔なトイレを」ということでお尋ねします。

和田区の松浦台団地は、福岡市東区多の津の福岡卸センターの各社従業員のための福利厚生事業という、そういうコンセプトで創設された団地であります。

35年前の昭和56年末頃から分譲が始まり現在は224戸で概ね埋まっております。

その宅地造成時に住民のために併設した広場は町に寄付をし、和田区全体の広場として活用されております。

その面積3,620平米(1,117坪)。

当時の相場で換算すると1億7,872万円です。

和田区の健康広場として区民祭やふれあいデー等の大イベントや少年野球、あるいは週に4日のグラウンドゴルフ等で、広く愛用されている唯一のコミュニティの場であります。

町から十数年前に簡易トイレを設置していただいておりますが、イベント時は混雑を呈し、衛生的、精神的、心理的面から特に婦女子は辛い思いを強いられているのが現状であります。

町は今年から、ふるさと寄付金制度を特典付きのものへと発展させる方針であります。

こうした観点からするならば高額物件の寄付を鑑み、従前からの切なる要望であります男女の出入口を別にした洗面所付きの安全で清潔なトイレの建設を、是非ともお考えいただきたいんですが、町長のご見解をお尋ねします。

○議長(阿部 寛治) はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 「和田区の広場の清潔なトイレ設置について」というご質問でございました。

現在、和田区の健康広場につきましては、たくさんの住民の皆様幅広く大切にご利用いただいておりますことに心から感謝申し上げます。

また、その維持管理につきましては、篠栗町健康広場設置条例及び設置規則に基づいて、区長様をお願いしているところでございますが、細部にまで丁寧に管理していただき設置者として感謝申し上げます。

誠にありがとうございます。

健康広場は、地域住民の健康増進とコミュニケーションの場としての運動等が行える広場として設置しております。

公衆トイレの設置につきましては、従来から要望があり、検討を重ねてきておりましたが現在のところ、今お話がありましたような形でのトイレの設置には至っていないのが現状でございます。

議員のお話にありましたように、松浦台団地造成当時、広場を町に寄付をいただき、和田区健康広場として活用させていただいたわけございまして、当時の相場で1億7,000万円を超える寄付だったとのお話でございます。

町に寄付いただく当時に、公衆トイレの新設についてもご協議しておくべきだったと行政の対応について反省するところでございますが、現在は別途、松浦台、和田団地、和田区民全体だけでなく広く町内外の住民の皆様の憩いの場として、平成22年に九州大学と共同整備いたしました公園「篠栗九大の森」がすぐ近くにございまして、九大の森駐車場に水洗の公衆トイレがございます。

健康広場でのイベントの際には、そちらをまずご利用いただければと考えております。

今後とも、地域住民の健康づくりとコミュニケーションの場として、健康広場をご活用していただくことは、是非ともお願いしたいと考えておりますが、当面は今申しあげました対応でよろしくお願いしたいと考えております。

○議長(阿部 寛治) はい、松田議員。

○議員(松田 國守) ありがとうございます。

最後に答弁されました「篠栗九大の森」そこに水洗の立派な公衆トイレがございます。

これは地元のものというよりも、九大の森に入山する方々のためにですね、利用されておって、およそ地元の者は使っておりません。ほとんど。このイベントたる所がですね、年に3回ぐらい、五、六百人が集まった酒席のイベントでございます。

そうした中でですね、特に夜にかかりますので、その和田線を渡るにしては物凄く危険なんです。

町長ご存知と思いますが、町長就任されてからあの路線でですね、2人の方が亡くなっているんです、交通事故で。ましてやですね、夜にかかってですね、あの路線を渡って、そして約500メートルありましようかね、300か500ありましようかね、そこまで行くにはですね、特に子どもや婦女子はですね、これはもう危険きわまりません。

そういうことから考えて、この質問をしとるわけでございますので、そのところをよくお考えいただきましてですね、今後の検討課題にさせていただきたいんですが、いま一度ご答弁をお願いします。

○議長(阿部 寛治) はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 議員から再度のご質問がありました点は、重々私も承知しているところでございます。

私も何度かこの健康広場で開催されておりますお祭りに伺いました。

大変に賑わって皆様方盛り上がってる状況でございました。

そうした中で、今お話のように道路を渡って数百メートル先の手洗い場まで行くのはちょっと難しいのじゃないかということも重々承知しております。

そうしたことから、いろんなこれから課題がございましょうけれども、何とかいろいろ松田議員のご要望にお答えできるように検討してまいりたいと考えます。

○議員(松田 國守) 終わります。

○議長(阿部 寛治) 皆さんにお諮りします。

一般質問を始めて1時間を経過しましたので、ここで暫時休憩をしたいと思います。

議場の時計で15分までお願いしたいと思います。

では、暫時休憩。

休憩 (午前11時05分～午前11時15分)

○議長(阿部 寛治) 再開いたします。

4番今長谷武和議員。

○議員(今長谷 武和) はい。議席番号6番、今長谷武和です。

まずは、熊本大地震において、被災された方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

本日は「篠栗町公営住宅、超寿命化計画について」町長並びに福祉課長に質問させていただきます。

去る4月14日から発生しました、熊本大地震は、予想を超えた震度7が連続して発生し、阪神大震災につぐ被害額をもたらすほどの大災害を、引き起こすことになりました。

マスコミ等も毎日のように、地震に関する報道がなされております。

大地震が起こる予測は難しく、いつどこで、どのように発生するのかもしれない状況でございます。

さて、平成26年3月に「篠栗町公営住宅長寿命化計画」が策定されましたが、その後、改訂版が作成されてないとお聞きしております。

現在、我が町には、金出区に昭和45年から48年に建設されました、町営住宅が11棟、合計54戸あります。

間取りは全て2DKで、床面積1戸当たり43から46平方メートル強であります。

建築構造はCB造り、コンクリート鉄筋ブロックでございます。

CB造りは、断熱性には高いが、ひび割れを起こしやすく防水性が悪く、耐震性に弱いという建築構造であります。

ましてや、建設から43年から46年が経過して、かなり老朽化が進んでおり、耐震問題や給排水管の不具合、または雨漏り、床の波打ちなど入居者には大きな不安が生じております。

また、町営住宅では、26年度で、入居世帯の63%が65歳以上の高齢者であり、独居の方も多く入居されております。

大半の入居者は玄界大地震や、熊本大地震を体験されており、震度5程度の揺れを感じていると「老朽化の激しい町営住宅の安全性に疑問を感じ、居住は不安であり、ストレスを感じてる」といった不安の声が多く聞かれております。

高齢になると環境の変化に戸惑い、他所で暮らすことに抵抗を持ち、現在の住みなれた環境で暮らしていきたいとの声をよくお聞きいたします。

今後、築45年を超えた、現に、老朽化が進んでいる町営住宅についての町の対策として、26年3月に作成されました、公営住宅長寿命化計画によると、当面は修繕対応による長寿命化を図るとのことであり、建替えについても妥当性や可能性を含めた、住宅施策の総合的な検討を行うと結論づけられております。

計画が策定され、2年が経過しました。

その間環境が変化しており、想定外の災害が発生いたしました。

先日の報道でも、南海トラフ沿いで30年以内に、震度6弱以上の発生確率が上昇したとの記事が出ておりました。

想定外の災害が発生している現状の環境下において、2年前に作成された長寿命化計画の進捗状態で入居者の安心感は得られるのでしょうか、長寿命化計画を再検討し、必要ならば、計画の改訂を行い、早急に方針を示し、説明しなければ、入居

者の方々は、不安で将来の生活設計まで大きく、狂わせることになり、行政への不信感につながりかねないかもしれないと懸念いたします。

また、将来的な方針を決めたとしても、老朽化は日々進行しておりますので、入居者の不安を払拭し、安全で安心できる住環境を維持するためにも、早期に従来どおり点検と補修を適切に行う必要性が考えられます。

そこで、老朽化が進行している町営住宅について、今後の整備の方向性に関し、入居者にどのような、情報提供を行っていくのか、また、整備までの点検補修の取り組み状況はどう行うのか、建替えについては検討がなされたのか、検討をされておられれば、進捗状況についてもお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

はい、町長。

○町長（三浦 正） 今長谷議員の「篠栗町公営住宅長寿命化計画について」の御質問にお答えいたします。

まず、現在の状況につきまして、福祉課長から答弁をいたしまして、今後の事業につきまして私のほうから、重ねてお答え申し上げたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、井上福祉課長。

○福祉課長（井上 勝則） では、今長谷議員の公営住宅長寿命化計画につきまして、現在の町営住宅の現状につきまして、私より御説明申し上げたいと思います。

現在、篠栗町には高田区、金出区にまたがる形で、町営住宅が10棟、54戸ございます。

これは、第1号棟から第11棟までとなっておりますが、間に4号棟が不吉な番号ということで、入っておりませんので、全部で10棟となっております。

それら建物につきましては、昭和45年から48年にかけて建設され、耐用年数が45年であるため、平成28年、つまり今年度から、平成31年にかけて、耐用年数が過ぎる形となっております。

耐用年数が過ぎたからといって、すぐに住居不適格つまり住むことができなくなるというわけではございません。

また、建物寿命を延ばし、お住まいになられてる住環境をよくするために、大規模改修工事を順次行ってきました。

まず、平成2年から平成4年にかけて外壁改修工事、平成17年から18年かけ

て、一部防水工事、平成20年から平成21年にかけて公共下水排水工事を行ってまいりました。

そして、平成22年から屋上防水工事を行っており、それも今年度7年目となりますが、11号棟と集会場の工事を行うことにより完了となっております。

また、小さな修繕工事は、それで住まわれてる方から要望があり次第、必要に応じて順次行っております。

状況につきましては、以上のとおりとなっております。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 私からは、今後の事業につきまして説明を申し上げます。

今後、この事業につきましては、十分時間をかけて検討を行う予定でしたが、そのような中、九州では起こらないと言われた大地震、熊本地震が4月に発生いたしました。

熊本地震や平成7年に発生いたしました阪神淡路大震災では、昭和50年以前の古い耐震基準で建てられた建物が多く倒壊しておりまして、町営住宅は防水等の改修はいたしましたが、耐震補強等を行っていないため、住まわれている方々の不安も大きいものと推測されます。

また、老朽化に伴う建物の一部や備品等の修繕工事が随時発生しておりまして、その都度入居者の方々には不便な思いをさせているところでございます。

今後、用途廃止、すなわち町営住宅を取り壊すのか、また建て直しをするのか、建て直すのであれば同じ場所か、違う場所に建てるのか、また、当初建設時と同じように、1棟ずつ建てるのか、あるいは全棟まとめて建設するのかといったさまざまな事案について検討を行う必要があります。

そのためまず、国土交通省九州地方整備局が実施しております、市町村住まいづくり相談会に、今年度参加いたしまして、公営住宅の整備について、国と協議を行いたいと考えております。

そして平成30年度をめどに、今後の基本計画を策定したいと考えております。

その協議内容等につきましては、住まわれている方々や議会の皆様方等に随時報告いたしまして、不安や疑問を払拭していく予定でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、今長谷議員、再質問どうぞ。

○議員（今長谷 武和） 平成30年度をめどに今後の基本計画を策定していきたいと考えているということで、前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。



再質問としましては、現在、54戸のうち、現在の入居率、また、空き部屋があれば、空き部屋の理由と、それと空き部屋があっても、現在募集をされてませんが、その募集をされてない理由を、お聞きしたいのですが。

いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、井上課長。

○福祉課長（井上 勝則） はい、現在の入居率でありますけれども、54戸のうち、4戸が今空いている状態となっております。

これにつきましては、老朽化に伴います、まず修繕工事必要なこと。

あと災害時におけます、例えば火事が起こった場合とか、それに伴いまして、緊急な入居措置が必要なこと。

そのための部屋として準備していくことになるから、今現在は、入居募集を行っておりません。

ちなみに、熊本震災におきまして、福岡県のほうに、うちのほうでは、熊本のほうから転居された場合1件受け入れますよというような申し出を行っておりますが、今のところそれに対する要望もあっておりません。

そういうことで、今現在、4軒が空いている状態となっております。

○議長（阿部 寛治） はい、はいどうぞ、今長谷議員。

○議員（今長谷 武和） 先ほどの課長のお話の中で、熊本からのために1戸あけているということですが、逆に、耐震が整ってないところに、熊本の震災の方がこられても、逆に不安がられるんじゃないかと私はそう感じたんですが、それは別におきまして、そこら辺も踏まえまして、やはりこうしっかりした、こう、耐震も必要じゃないかなと思っております。

また、あの、先ほども修繕が、工事が、随時発生しておるということでございますが、この修繕費というんですかね、修理費がだいたいここ3年ぐらいで、年間どれくらいかかっているのか、ということもあわせてお答え願えればと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、井上課長。

○福祉課長（井上 勝則） 修繕工事、臨時的な修繕工事のほうなんですけど、ここ3年間で年間平均で、7件程度、年間平均で7件、合計で21件行っております。

金額的な年間平均で30万程度、毎年支払われております。

ただ、本年度につきましては、冬の寒波の到来に伴います、水道管の破裂、あと同じく地震の余震に伴います「ちょっと窓枠が開かなくなった」とか、そういった

ことがありましたので今現在におきましては、28年度はもうすでに7件、金額につきましても、49万円支払っております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） さらにありますか。

○議員（今長谷 武和） 終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、質問順位5番、横山久義議員。

○議員（横山 久義） 議席番号7番、横山でございます。

質問に入る前に、本6月議会及び、9月議会の一般質問において、私に取り上げたいと考えております質問項目について申し上げたいと思います。

周知のとおり、町長の任期は本年秋までとなっております。

したがいまして、任期中に解決、ないしは、はっきりさせなければならない項目について、質問したいと考えております。

それでは質問に入ります。

行政を司る町長はじめ執行部の皆さんは、いかなる場合においても、常に細心の注意を払い、最大の努力を惜しまず、住民のため尽くす責務があると考えます。

ですから、もし職員の皆様全員が、このことを忘れることなく職務に専念されていたなら、先ほど教育長が謝罪されたような、年度中に執行しなければならない支出を、30件も放置するようなことが起こることはなかったと思っております。

非常に残念でなりません。

今後、このようなことがないよう、執行部に対し猛省を求めたいと思います。

さて、本題に入ります。

今回私が「ダイフク跡地対策における町の責務について」というタイトルを質問に取り上げた趣旨は、この廃棄物撤去に関し、町が、地域住民とどのように向き合い、具体的にどのような対応を考えてあるのかを、お聞きしなければならないと考えたからであります。

また、昨年12月議会で、関連質問を行いました。その中で、私が最も危惧しておりますアスベスト混入の事実確認に対する答弁において、福岡県及び町の対処方法に危うさを感じ、今回、再度質問を行うことにいたしました。

私は、地元乙犬区でも、今年の3月の総会において、新しい区長に二つのことを強く要望をいたしております。

一つは、クリーンパークの稼働延長についてですが、地元で1度の説明もなく、地元区民は何も知らされていないことから、関係者に説明に来てもらうよう取り計

らうこと。

二つ目は、ダイフク跡地の廃棄物を撤去する前に、アスベストの検査を行うよう強く町にお願いすることです。

したがって、当然、乙犬区長からも、要望書が提出されているかと思っておりますが、そのことも踏まえ、廃棄物を収納しているプレハブの解体方法並びに廃棄物の撤去スケジュールについてまずお尋ねをいたします。

次は、ダイフク跡地対策についての地元対応について伺います。

ダイフクの問題は、地元にとっても大きな懸案事項であります。

しかし、これまで地元に対し、1度の説明会も、乙犬区執行部に対する報告も行われておりません。

行政として、何か大切なものが欠けていると言わざるを得ません。

そこで、お尋ねをいたします。

この件に関し、行政として業務を執行するに当たり、地元を配慮すべきことはなんであると思っておりますか。

お答えを願います。

次の質問に移ります。

次の質問は、アスベストの確認についてであります。

まずはこのことに関する昨年の12月議会での答弁の要約を読み上げます。

答弁は次のようなものでした。

「アスベスト廃土とは、建築物の吹きつけアスベスト、アスベストを含有する保温材や断熱材等と解釈し答弁します。福岡県の見解では、吹きつけアスベストを使用する建築物の解体は、平成9年から事前届け出、作業基準の遵守が義務づけられ、平成17年にはアスベスト含有の保温材や断熱材、耐火被覆材等も規制対象に追加され、それ以降はアスベストが普通の建設廃材として処理されることはないとのこと。ダイフクについては、過剰保管が始まった、平成19年11月当時は、既にアスベストが使用された建築物の解体は規制されており、ダイフクの処理場に搬入されることはなく、また県の職員が毎日現場で作業状況の確認を行っていたが、廃棄物の中に非飛散性のアスベスト含有製品は確認されていない。したがって、町としても、廃棄物の中にアスベストが含まれている可能性はないと考える」以上が答弁内容ですが、アスベストが含まれる可能性がないとする最大の根拠は、法令等で規制されているからとのことでした。

しかし考えていただきたい。

産業廃棄物の処理が、法令や規制に従って行われていたのならば、ダイフクの問題は、そもそもが存在しなかったろうと思います。

あるいはまた、ダイフクに委託した企業の7割以上が自主撤去を行うこともなかったわけです。

自主撤去と言えは聞こえはいいかもしれませんが、要するに、自主撤去せざるを得ないような何らかの法令違反を行っていたからにはほかなりません。

それから、アスベスト廃土について申し上げますと、廃土とは、アスベストを使用していた建造物を取り壊す際、廃材撤去後に残る残渣のことであり、到底目視では確認できるものではありません。

自主撤去は、福岡県指導で行われたわけですが、今回、残りの廃棄物及びプレハブ撤去等の作業は、篠栗町だけの責任で行わなければなりません。

将来大きな責任を背負わないためにも、当然アスベスト検査を行い、アスベストの有無を確認すべきだと思います。

アスベスト検査の有無についてお答えをいただきたいと思います。

最後のお尋ねをいたします。

もし、アスベストの有無の確認のための検査は必要ないと、今でも判断されるのであれば、地元としては「そうですか」というわけには参りません。

地元として地元住民の生命及び健康を守る観点から、自費で、検査を行う決意であります。

その場合、施設及び敷地内に立ち入りサンプルを採取しなければなりません、当然立ち入りの許可は出していただけるものと思っておりますが、確認のため、施設内に立ち入り検査を行うことを許可していただけるのか否かについてお答え願います。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、今の質問に対しての答弁をお願いします。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまの横山議員の「ダイフク跡地対策における町の責務について」という御質問にお答えいたします。

ダイフクに係る産業廃棄物の放置問題につきましては、その解決がクリーンパーク稼働延長の地元対策要件であることから、管理者である福岡県に対して、当該地域の放置産業廃棄物の撤去について、強く町から要請をいたしまして、県において全体の3分の2程度の6,400トンの撤去が完了いたしましたところでございます。

しかしながら、まだ約2,300トンの残存廃棄物が残っておりまして、この撤去については、土地所有者に処理能力がないため、当該土地を寄付採納させ、後の処分を地元自治体にお願いしたいとの、福岡県の強い要請を受けまして、篠栗町では、土地の寄付採納を受け、クリーンパークの構成3町で負担して撤去工事を完了すること、その際、稼働延長に係る工事であることから志免町にも応分の負担を後に申請することを含めて、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会において決定し、現在に至っているところでございます。

そういう経過を踏まえて、議員の御質問の4項目につきましてはまず、都市整備課長から答弁をいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（三明 祐治） 横山議員のダイフク跡地対策における町の責務に関する御質問に順次お答えいたします。

最初に、廃棄物を収納していたプレハブの解体方法並びに残された廃棄物の撤去スケジュールについてのお尋ねであります。

廃棄物が残置された建物の解体方法は、現在その設計業務を委託しようとしているところでございます。その方法についても、今から決定するところでございます。

廃棄物の撤去スケジュールにつきましては、県の撤去作業時の状況や、職員による廃棄物や建物の性状について確認を行い、廃棄物処理量の算定、最終的な廃棄物除去計画を作成の上、処理可能な業者の選定を行い、廃棄物の撤去に着手する予定でございます。

次に、廃棄物を撤去する際、行政として地元住民に対し、配慮すべき点をどのように考えるかについてのお尋ねであります。

この問題は、クリーンパークの稼働延長に係る地元からの要望事項でもあることから、地元住民の皆様にご安心していただけるよう、できるだけ速やかに、かつ安全に廃棄物や建物の撤去を行うよう配慮すべきと考えております。

次に、アスベストの有無を確認したのか否かについてのお尋ねであります。

このことにつきましては、本日の質問にもございましたとおり、平成27年12月議会の一般質問でお答えしたとおりの見解を持っております。

内容につきましては、先ほどの質問内容と同様でございますので割愛させていただきます。

そして、あらためて町といたしましても、廃棄物の中にアスベストが含まれている可能性は、現時点ではないものと思っております。

最後に、地元で検査を行いたいとお尋ねでございます。

横山議員がおっしゃいますように、町はいかなる場合においても事業を執行する場合、細心の注意を払い、最大の努力を惜しまず、住民のために尽くすものであるというお考えは、私も同じであります。

そのため、検査機関に確認しましたところ、大気中であれば、測定可能であるが、土壌中のアスベストは測定できないとの回答を受けました。

ですので、先ほども申し上げましたが、県の撤去事業時の状況や廃棄物、建屋の性状について確認を行い、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問どうぞ。

○議員（横山 久義） 昨年の12月議会で質問した内容と余り変わってないんですが、あの答弁と変わってないんですけども、私は何も難しいことを聞いているんじゃないです。

行政の基本を聞いているんですよ。

つまり、行政としてまずやらなきゃいけないことは、地域住民にどういう対応をするのかということなんです。

当然、地域住民の、まあ、おおげさにいったら命を守ること、健康を守ること、当然のことですよ。

そのために何をしなきゃいけないかということをおぼろげにわかってくると。

それともう一つ大事な仕事があるんです。

それは地元の住民の不安を取り除いてやるということなんですよ。

だから私は、アスベストが絶対に入っているっていうことを言っているんじゃないんですよ。もし入ってるかもしれないよと。

ただそれはね、私だけじゃなくて、やはり地域の方、アスベストの怖さを知っている方はね、やっぱり分かってあると思うんです。

私も地元で、もう10年以上前になりますけども、友人を1人、アスベストが原因の中皮腫で亡くしました。

その亡くなる、いわゆるスピードの速さということをおね。皆さんよく知ってるんですね。だから、そういうことがやはり浮かんでくるんじゃないかなと。アスベストと聞いただけでね。

だから検査を、できるんなら検査をなさいと私は言っているんです。

検査をして、安心を与えるだけでもいいじゃないですか、それから、撤去します

よということは、それは、住民は歓迎してくれると思う。

ただそれを、なぜされないのかなど。

なぜ、その「検査の必要がない」とこだわるのかなということなんですね、ここでまず、三明課長にお聞きしたいのは、アスベストの検査、1件検査するのに、大体どれくらい費用がかかるのか、もし、いろいろ調べてあるようですから、分かれば教えていただきたいなと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、三明課長。

○都市整備課長（三明 祐治） アスベストの検査と言っても、いろいろな検査方法はあるようでございますが、先ほどの答弁させていただいたとおりです。

土壌中の検査につきましては、今、技術的になかなか難しい状況にあるというふうに、ある検査機関から、お答えをいただいておりますから、そもそもの検査そのものについてですね、もう少し検討は必要かもしれませんが、今のところ、土壌中のアスベスト検査は、なかなか難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） アスベスト検査は、だいたい1件あたり、まあそのお願いするところによって違いますけども、大体6万なんです。

1件の検査費用がですね。

ですから、いわゆる広範囲にしなさいということ言ってるんじゃない、プレハブの中に残ってる残渣物、あるいはまた、恐らくプレハブの天井だとか、側壁に付着してるであろうものを検査できるんじゃないかなということです。

だから、それと、今の土壌中のアスベストは検査できないと言われる、それは違いますよ。

実際にもう既に我々は地元で、自費で検査してるんです。

ただ、施設内の検査はできない。

立ち入りができないからね。

ただ、今私が一番心配してるのは、その真下に、ため池があるんですね。切通ため池という、もしそこに雨が降って流れ込んで、それが、そこが汚染された場合がですよ、どうなるかという、そこから取水してる水田は尾仲から乙犬、広範囲またがっている、その検査から全部しななきゃいけない、で、今、地元でやったのは、3件やらせていただきました。

それも、ため池を中心にやらせた、幸いにしてアスベスト検出はない。

ただこれは、ため池の土をサンプルで持ち帰って検査してるんですよ。

正式な検査機関で。

ですから、課長が言われるような、土の中の検査はできないということはね、それはおかしいと思う、できるわけです。

だから、そういうことをもっとね、本気になって考えて、だから、例えば、プレハブの中は5件やれば十分だと思うんですよ。

5カ所、費用的にも30万でしょう。

それで、地元の方が安心していただける、行政を信頼していただけるのであるなら、私はやるべきだと思っております。

それについては、これはもう、課長じゃなくて、町長に答弁していただけないといけないと思うんですけども、どうでしょうか、町長。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 地元民としての、地元の心配の種を残したくないという、地元の皆様方の強い希望の代弁として御質問であろうかと思えます。

ただいまのことにつきましては、もう一度、担当課を含めて協議いたしまして、また、方向性を示したいと思っております。

1件だけ、多少、ご質問の、最初の質問のときの内容に、私として、少し違うのじゃないかということをおえて申し上げますと、これは、今の、アスベストのやり取りとは、ちょっと直接には違うんですけども、ダイフクが、いわゆるああいいう形になったということについて、いわゆる法令違反があったから、こういう状況になったんじゃないかと、その中には、あるいは、アスベストも含めて、その当時は、もう既に法として、入れることができないものもあったんじゃないかというふうに聞こえるような御質問でございましたけれども、あくまで中間処理施設としてのダイフクが、その途中で倒産したことから、その中間処理施設から最終処分場に持っていくことができなくなった、いわゆる産業廃棄物がそこに残ったままになっているというのが問題でございまして、そのことを県とともに、そこに搬入した業者とともに、7割弱を搬出したというのが状況でございますので、ダイフク自体が、その法違反をずっと犯し続けて、それで、このような状況になったっていうのは、多少過大に表現しているというふうな状況に感じましたので、あえてそこは、ご修正いただければというふうに思っているところでございます。

先ほど、アスベストの汚染の検査の件につきましては、担当課長としっかり協議した上でまた、御報告申し上げたいと思えます。



○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） 町長のほうからダイフクに関するですね、いわゆる見解を述べられましたけども、通常の業務をやってですよ、中間処理業者が、通常の業務をやって、まあ多少の、いわゆる過剰、いわゆる積載をやったと、しかし、またその途中で結果的に倒産をしたというなら、恐らくそんな心配もしなくてもいい、しかし、聞くところによると、このダイフクは\_\_\_\_\_をやってる可能性強いんです。

ですから、最初から\_\_\_\_\_をやるということで、前提でやった場合、できるだけもうけろうとするのが人情ですよ。

ですから、そのおいてはいけない量を、はるかに超えたものを置くということもある、あるいはまた、引き取り価格が高いものを入れる可能性もあるんです。

こういう、この業界ではですね。

だから、それがもし1社でもそういうのがあったとき、それで、大変なことになりますよと。

だから、万が一のことも考えて、だから、私が心配してることが杞憂に終わってほしいと思うんですよ。

しかし、そうじゃなかった場合のことを考えたときに、たかだかっていったらおかしいけども検査をしなかったがためにそういうことになったということになるんですね。

でも今、県はもう逃げますからね。

県は、町がやってくださいということですから。

だから本当は、寄付を受けるときに検査をやって、寄付を受けるかどうかの条件はですね、やはりそこは慎重にすべきやったと思うけど、もう寄付行為終わってるというふうに聞いておりますので、あとはやはり、町の責任でやらなきゃいけない。

そのためには、十分なやはり対応をやってもらうようにですね、最後、要望して終わります。

○議長（阿部 寛治） はい。

質問順位 6 番。荒牧泰範議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号 1 2 番、荒牧でございます。

2 点ほど町長に質問いたします。

まず、初めに、「役場庁舎の移転建替えを急ぐべきでは」ということで、以前同じ趣旨の質問をいたしました、そのときの答えはできるだけ速やかに判断したいとの答弁でしたが、その後、だれも予想しなかった大地震が4月16日に九州を

襲っております。

熊本地震の状況を見てもみますと、耐震強度に問題があると見なされていた宇土市や益城町の庁舎は損壊し、屋外に拠点を移さざるを得ない状況に陥りました。

先日の、クリエイトにおける町づくり住民説明会では、町長は「庁舎の耐震化を図らなくてはならないが、幸い、本町の下には活断層は通っておらず、10年後を目処に考えたい」と説明されておりましたが、先日の大震災で、これまでの常識が通用せず、どこでいつ起こってもおかしくないという認識が常識となりました。

耐震対策は弱者救済の意味では教育や福祉施設を優先すべきですが、その前段として、災害対策本部であり、司令塔である役場庁舎が、何よりも優先し、安全に、十分にその機能を果たさなくてはならないと思います。

決して楽な財政状況ではないことは十分承知しておりますが、町民の命を守るために、少々無理な借金をしてでも早急に建替えをすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 荒牧議員の「役場庁舎移転建替えを急ぐべきでは」という御質問にお答え申し上げます。

今回の熊本地震におきましては、震度7クラスの巨大地震が連続して起きるといふ、過去からの統計や予測では想定できない大きな災害に見舞われることとなりました。

お話にありましたように、活断層に近い益城町・宇土市など四つの自治体では、一連の地震で役場庁舎が壊れて使用不能となりまして、支所や体育館などに役場機能に移し、災害対応業務や通常業務に当たっている状況でございます。

御指摘のとおり、役場庁舎は、災害時には災害の拡大防止と被災者の救援救護を行う、防災拠点としての機能に加えまして、住民生活に係る重要な情報を保管しているため、その耐震化が非常に重要になると考えているところでございます。

耐震化の現状といたしましては、幼稚園、小中学校は平成19年に耐震改修を終えておりますが、役場庁舎に関しましては、平成27年度に耐震診断を行ったところでございます。

庁舎各階を横方向と縦方向のゾーニングにて診断を実施いたしました結果、耐震強度が不足している箇所があることも明らかになりました。

これに必要な耐震改修を行うには、1階部分と2階部分にそれぞれ長さ10メートルの枠付き鉄骨補強材を設置するなどの、大がかりな工事を行う必要がございます。

す。

当該工事にかかる費用は、耐震補強の直接工事だけでも5千万円程度かかると試算しておりまして、その他、工事期間における業務の仮運用場所の確保と、附帯整備にも多額な費用がかかるかと考えております。

このような中で、今後町として検討すべきことは ①耐震改修を行い現状の施設を使用していく、あるいは②現在地、又は移転先を定めて建替えるかを選択していくという二つの方法がございます。

しかしながら、耐震改修を行い、現在の施設を使用するとしても、築37年を経過していることもあって、老朽化は解消されず、いずれ建替えが必要となってまいります。

また、建替えるといたしましても、建設規模や、建設場所、また既存施設の活用など、新たに検討すべき項目が山積されることとなります。

役場庁舎に関しましては、平成27年度に作成いたしました「篠栗町公共施設等総合管理計画」に沿って建替え、または用途廃止を含んだ個別計画の策定対象の最優先施設として、財政面や安全面を考慮して早急に計画を策定してまいりたいと考えております。

そうしたことから、説明会の中でも申し上げましたように、係長・課長補佐クラスにおきまして建替え、あるいは、耐震改修等も含めた、今後の計画を決定するための、まず組織委員会を立ち上げることを表明したところでございます。

また、建替えとなりました場合には、建設費の財源はほとんど起債等に大きく依存することになりまして、費用負担が必要となってまいります。

そのため、将来の財政状況も見きわめ、可能な限り早い時期に基本構想され策定するための検討委員会、そして議会特別委員会など、そしてまた、有識者、住民の皆様方の御意見を伺いながら協議して進めてまいることが必要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） まず、最初に確認させていただきたいんですが、今おっしゃったように私ども、先ほど総務課で確認しました築後37年、RCですんでコンクリートの強度として昔は、50年から60年強度を保つんじゃないかというお話でしたが、実際に不要となった物件を壊してみるとそこまでもってない物件が多い。

そしてなおかつRC、リインフォーストの筋金部分は、腐食によって大きく強度

を落としてるといふようなことが多々見られるんですが、この庁舎は、その柱部分、もしくは梁部分で、サンプリングというのをやられたことがあるのかどうか、最初に確認したいと思います。

お願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁できますか。

はい、総務課長。

○総務課長（大塚 哲雄） 昨年度ですね、耐震診断を、まず行っております。

役場本庁舎につきましては、Y方向・X方向っていいまして、X方向につきましては、東西方向。Y方向につきましては、南北方向についての揺れ等について、ゾーニングということで、小部分に分けて、検査を行っております。

その中で、全てが耐震を満たしていないというわけではございませんで、I S値、大体0.6っていう数値でですね、震度6から7を、想定した揺れに対して耐えられるっていうことの判断基準になるんですけども、基本的にそれで、対応できるの数値が出ておりますけども、Y方向、線路側から県道に向けての揺れに対してはですね、0.41っていうことで、強度が不足しているということがわかっております。

ただあの、これについて、数値が出ているところで、昨年の結果報告を受けてですね、それをもとに、どうしていった方がいいのかということを検討するというところで、今、町長が答弁したところでありますが、今現在わかってる分につきましてはですね、全ての施設が全部だめだということではなくて、一部、その、震度に対して不足しているところがあるということの診断結果が出ておるといふ現状でございます。

サンプリングについてはしておりません。

耐震の基準診断についてということで申し上げたとおりでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 今回の件について、もしサンプリングをなされてないのであれば、本当に、今、エックス検査なり、なんなりあるんでしょうが、一部切り取り検査で、コンクリートの強度、それから筋金の部分の腐食具合というのは、これ早急に調べる必要があるかと思いますが、そのあたり、管財の総務課長、いかがお考えかちょっとお尋ねします。

○議長（阿部 寛治） 総務課長。

○総務課長（大塚 哲雄） サンプリングについてはですね、今のところちょっと、今年度についても、計画をいたしておる現状ではございませんけども、耐震診断を行

いました業者等々を検討しながらですね、できるだけわかりやすい数値で判断できるようなことで、検査が必要ということであればですね、今後に向けて、計画を進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 続いて町長にですが、本当に財政上困難ということわかるんですが、全体でなく一部であるにしても、危険な状態であるということは、間違いない事実でございます。

その分は、課長会のみならず、先ほど議会でも特別委員会をつくっていただいたらということがございました。

その前段として、町長の諮問機関で、建築に関するプロフェッショナルもしくは住民の方たちで、耐震、その建替えに対する特別委員会って意味じゃなくして、耐震についてどうするかという委員会は立ち上げて、広く住民の皆さん、有識者の皆さんの意見に対して耳を傾けるべきと思うんですが、その設置については町長いかがでしょう。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 耐震について住民の皆様についていうのは、少し、ちょっと違うかもわかりませんが、耐震のことにつきましては、やっぱりその専門の方々の意見を聞くべきであろうかと思っておりますので、それについては私どもも当然、耐震と建替えについては一体化して考えて検討委員会をつくっていくというふうに先ほど申し上げたとおり、でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 申し訳ございませんでした。

近年、いろんなマスタープランがあって、あくまでもここ篠栗町、この今、この地点を中心に、ゾーニングがなされておるわけでございますが、それを将来、ここでの建替え、ほかの例を見ますと、同じ場所での建替えというのはなかなか難しく、どうしても移転っていうパターンが多くなると思うんですが、そうなったときに、今作ってるマスタープランなり、ゾーニング計画がどうなるかという、大きくずれてくると思うんで、その意味も含めての、その、住民の皆さんの意見を聞いていただける場所を、広く耳を傾けていただきたいなという意味の委員会をつくられたらどうでしょうか、という質問でしたんですが、もう一度、その意味でお答えをいただきたいと。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） そのような意味でございましたら、当然必要であろうかと思えますので、住民の皆様も含めた検討委員会をつくっていきたいと思っております。

○議員（荒牧 泰範） 1 問目終わります。

○議長（阿部 寛治） はい。

では、2 問目をどうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 「跨線橋の近未来の機能を問う」ということで、現在進行中の跨線橋は住民説明会においても、完成イラストを示し、その必要性和利便性を住民に周知されておりました。

ただ、まだ、予想図を示されただけかもしれませんが、予算審査のときの説明では、あのイラストのように屋根や壁面を備えたものとなると、総工費は7 億数千万かかると言われておりました。

説明会において、町長自身も庁舎を10 年後を目処に建替えたいと言われておりましたが、最長10 年ですね、どうしても現在の手狭感と、今までの例からして、同じ場所での建替えはないと思われます。

そうすると、福祉や教育施設、ようするにクリエイトやオアシスと庁舎を結ぶというこの橋の大きな役割が失われると思います。

加えて、7 億円を超える投資ならば、いっそのこと、篠栗駅の橋上化を図り、なお一層の利便性の追求をするべきと思いますがいかがでしょうか。

現在の跨線橋は、老朽化しており、架け替えが必要ならば、当面はエレベーター等の施設を省き、対面歩行可能なだけの幅として、ここは最小限の投資にとどめて、必要不可欠な近未来の投資に、少しでも余裕をまわすべきと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 荒牧議員の2 問目の「跨線橋の近未来の機能を問う」について答弁をいたします。

町では平成25 年度から5 年間のまちづくりの指針となる第5 次篠栗町総合計画「ささぐりみんなの道標」を策定いたしまして、その中で、JR 篠栗駅の北側からのアクセス改善を重要課題の一つとして位置づけているところでございます。

計画しております自由通路は南北市街地からのアクセス性の向上を図るとともに、公共交通の利便性を高め、駅舎とクリエイト篠栗やオアシスなどの公共施設をつなぐ歩行空間の環境改善するものでございます。

ご提案されています篠栗駅橋上化については、私の気持ちも同じでございますが、

以前お答えいたしましたとおり、J R九州と何度も協議いたしました結果、費用負担の課題等があることから、J R九州から良い返事がいただけず、今のところ実現に向けては厳しいものでございます。

先日もJ R九州の社長様とお会いしてお話を申し上げましたが、まずは、この跨線橋を造った上で、その後、橋上化のことを御相談申し上げるといった雰囲気であったことを申し添えておきます。

ご質問の中に、跨線橋の架け替えが必要であれば、エレベーター等の設備を省き、対面歩行が可能なだけの幅として最小限の投資に抑えてはどうかという御提案をいただきました。

これにつきましては、平成25年3月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化に促進に関する法律に基づき、篠栗町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例を制定しておりまして、その11条に、立体横断施設にはエレベーターを設けるものとする、町が基準を定めているところでございます。

町は、この条例を遵守いたしまして、バリアフリー化に向けた整備改善を促進するとともに、歩行者の通行の安全性を確保した、だれもが使いやすい歩行空間の形成を図っているところでございます。

当然のことながら、こうした法や条例の基準を満たすものでないと、県の事業認可や国の補助金などを受けることができなくなりますので、何とぞ御理解をいただきたいと考えております。

また、町では、篠栗町総合計画及び篠栗町地域福祉計画において、公共施設におけるバリアフリー化整備を推進しておりまして、交通弱者に対してエレベーター設置は必要不可欠であります。

特に駅北側からのアクセス改善については、住民からの強い要望もございまして、かねてからの課題でありますので、現在計画の自由通路の形状で早期実現を目指したいと考えております。

しかしながら、現在計画の自由通路は、将来橋上化を排しない形状となっておりますので、引き続きJ R九州と交渉を重ねまして、J R篠栗駅の橋上化が現実味を帯びた際には、駅周辺の利便性が向上するように、今お話しいただきました議員のお考えも参考に、改めてまた追加の検討してまいりたいと考えております。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員、再質問。

○議員（荒牧 泰範） 2点ほど確認なんですけど、最初にこの計画を町長のほうから提案されたときに、クリエイト・オアシス及び駅裏のセントラルパーク駐車場、そ

して、役場を結ぶってという計画で、そりゃいいことだってことだったんですが、いざ青写真が出てきたときには駐車場がもう外されて、外されてるって言い方おかしいんですが、同レベルでつながってない、そういう最初の意味での利便性を上げるって意味では、そこもひとつやっぱり考えていただきたいなと思うんで、それを今さら、まあ今さっていうか、今からでもやれるのかどうか。

それともう一つは、先日のお話ですと、この跨線橋・歩道橋は、橋上化とは全く関係なく、一つの道としてやるんだというお話でしたが、今のお話ですと、ちょっと、将来の橋上化も、見据えなくちゃいけないというお言葉になってましたが、今のまんま、もとのまんま跨線橋部だけ造ってしまうと、JRというのは、改札部分以外、儲け部分以外全部地元でやりなさいよということになると、将来、よく設計してないと、今の跨線橋の部分で南側に行く、北側に行く、そして駅舎部分で南側に行く、北側に行く、エレベーターがへたをすると4基いる構造になることも、考え得るわけですよ。

ですからそのあたりも含めて、今つくるエレベーターが必ず将来の橋上化したときのエレベーターとして、不要な4基でなく2基で済むような設計となるよう、考えていただきたいので、そのあたり2点ちょっと町長に確認しさせていただきたい。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） まず1点目のですね、オアシス・クリエイト・駐車場・役場を結ぶという構想のもとにスタートしてきたわけですが、やっぱり予算のこともございまして、駐車場、立体駐車場からは、屋根つきの道路で、この歩道橋まで来てもらおうと、役場は当然のことながら、役場とクリエイト・オアシスっていうものも、想定の中に入っているわけですが、当然のことながら、これは、南北を通す大事な道路となるわけですが、役場が、先ほどの質問の中での移転があるから、ここまでの道路必要ないんじゃないかというお話にはならず、やはりこの駅を結ぶこの607号線沿いまで、十分、短距離でいくことができるというこの跨線橋の重要性は、一つも、この役場が仮に移転したということではなくて、重要度は、引き続き持っているという想定の中でやっている事業でございまして。

あわせて、駅の橋上化も当然のことながら、今、この跨線橋を設計しているのがJR九州コンサルでございまして、そういうやりとりもしていきながら、じゃあ橋上化に、もし仮になったとき、どういう想定になるかっていうと、真ん中の橋の、真ん中辺から駅のほうに、道路が行きまして、橋上の中でありまして、そこに



また、両方に改札口ができるというようなものではございませんで、橋上化駅というのはあくまでも、線路の上に改札口がありまして、両方のホームに降りるだけのものが橋上駅でございますので、今お話がありましたように、いま設置しているそのエレベーター等々が無駄になるような設計とはなっていないことでございます。

そしてまた、そうならないように、仮に10年後、15年後に駅橋上化のことを協議していく、あるいはもっと前かもわかりませんが、その際にも、当然のことながら今の跨線橋を十分いかせるような駅の構造にすることは、今、JR九州コンサルさんと、当然のことながら、そこも想定した上で協議をしているものでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 最後に要望ですが、もしこの役場を建替えるとした、仮定ですよ、したときには、よその町、大きな町降りた時の駅の雰囲気と、うちの町を降りた時の雰囲気が違いますので、もし、願わくば、その一つの案として駅舎ビルの中に、例えば庁舎を入れたらどうなるかなんてことも、一つの選択肢として考えて、駅周辺の再開発を担っていただきたいな、そういうことも考えていただきたい、要望して終わります。

○議長（阿部 寛治） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって散会といたします。

散会 午後12時13分

平成28年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月17日(採決)

平成28年 第2回 定例会 会議録

日時 平成28年6月17日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	久 芳 良 行	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	村 瀬 修	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三	都 市 整 備 課 長	三 明 祐 治
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、6月13日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)「篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第28号、専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)

「篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の主な内容は、固定資産税の税負担軽減措置について、太陽光発電設備、風力発電設備、水力・地熱・バイオマス発電設備に、今まで国が一律に定めていた固定資産税の特例措置の割合を、地方自治体が自主的に判断し条例で決定できるしくみ、いわゆる「わが町特例」を導入した上で、その適用期限を延長するものであります。

具体的には、太陽光発電設備及び風力発電設備についての特例率は3分の2、水力・地熱・バイオマス発電設備についての特例率は、2分の1でそれぞれ適用期限が2年延長となるものであります。

この条例は、平成28年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認を

いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって議案第28号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第29号、専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)  
「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 議案第29号、専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)

「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険税の賦課限度額について、基礎課税額分及び後期高齢者支援金分をそれぞれ2万円引き上げ、また、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減の基準については5,000円、2割軽減の基準については1万円引き上げるものです。

なお、本条例は平成28年4月1日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり承認しております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3、議案第30号、専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)  
「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 議案第30号、専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)

「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,928万1,000円とするものです。

予算の内容は、平成27年度国民健康保険特別会計予算に歳入不足が生じたことに伴い、平成28年度の歳入を繰り上げて措置するため、前年度繰上充用金1億5,000万円を追加補正するものです。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第4、議案第31号「篠栗町男女共同参画計画策定委員会条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第31号「篠栗町男女共同参画計画策定委員会条例の制定について」

本議案は、男女共同参画社会基本法に基づき、篠栗町における男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな施策を総合的かつ計画的に進める篠栗町男女共同参画計画の策定に当たって、幅広い住民等からの意見を聴取し、計画に反映させることを目的とする篠栗町男女共同参画計画策定委員会を設置するために、条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

委員会の構成は、学識経験者、住民の代表者など10人以内であります。

審査の中で、「実効性のある計画づくりのため経過の報告はしないのか」との質疑があり、随時議会に報告するとの答弁を得ております。

なお、この条例は公布の日から施行され、平成29年3月31日限り、その効力を失うものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第32号「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第32号「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、当分の間の処置として保育士配置要件に准看護師及び職員配置に係る附則を追加し、また、建築基準法施行令が改正されたことに伴い、避難用施設の構造要件を改正する必要があるため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、小規模保育事業所等の職員の資格に准看護師を追加し、また、建築基準法施行令の改正に伴い、小規模保育事業所等の設備の基準中、4階以上の階に保育室を設ける場合の排煙設備等の避難用設備の構造要件を改正するものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成28年6月1日から適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。



本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第33号「篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 議案第33号「篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の改正により、義務教育学校の規定を追加する必要があるため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、放課後児童支援員の資格に義務教育学校の教諭の資格を有する者を追加するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第34号「篠栗町障害支援区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、本案も文教厚生委員会に付託し

ておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第34号「篠栗町障害支援区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、同条例第1条中の「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めるものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

はい、荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) すいません、質疑というより文言で、先ほどから公布の日から施行し、4月1日から適用するという表現ですが、そうじゃなしに、公布の日から施行し、同条の規定は4月1日から適用するという表現じゃないと、ちょっと可笑しいような気がいたすんですがいかがでしょうか。

問題なければオッケーですが。

○議長(阿部 寛治) じゃあ、文言としてはですね、現況今読んでおるとおりということで問題ないということですから、そのとおりしていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

では、ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第35号「篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第35号「篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、福岡県重度障害者医療費支給制度が本年10月1日に改正されることに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、3歳から中学生までの重度障害者の自己負担上限月額を、現行の5,000円から3,500円、低所得者は3,000円から2,100円に引き下げるものです。

なお、本条例は平成28年10月1日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第36号「平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)につい

て」を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第36号「平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について」

本案は、既定の額に歳入歳出それぞれ6,085万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億1,223万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方交付税のうち普通交付税2,775万2,000円増額、国庫支出金のうち社会保障・税番号制度システム整備費補助金54万3,000円減額、カード関連事務委任に係る交付費補助金739万9,000円増加、県支出金のうち地域密着型施設等整備補助金2,625万円を増額補正するものであります。

歳出につきましては、総務費において熊本地震被災地への義援金358万6,000円、社会保障・税番号制度カード関連委任事務交付金等を1,114万7,000円、参議院議員及び篠栗町長選挙での賃金118万2,000円を、民生費において地域密着型施設等整備補助金2,625万円、栗の子保育園空調設備改修に係る整備補助金354万8,000円を、商工費においてプレミアム付き商品券事業に係る商工振興補助金300万円を、教育費において篠栗北中学校のバックネット整備工事494万円を増額補正するものです。

人件費におきましては、人事異動等により1,262万7,000円を増額補正し、繰出金のうち、国民健康保険特別会計繰出金507万円、後期高齢者医療特別会計繰出金120万8,000円をそれぞれ減額し、北地区産業団地整備事業特別会計繰出金85万6,000円を増額補正するものであります。

また、債務負担行為につきましては、粕屋南部消防組合分担金のうち、平成27年度地方債元利償還金について、1億20万8,000円の債務負担を行うもの及び須恵町外二ヶ町清掃施設組合分担金のうち、平成26年度地方債元利償還金について、限度額を1,657万1,000円に変更するものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第37号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第37号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」

本議案は、平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ343万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,584万6,000円とするものです。

予算の内容は、人事異動に伴う人件費の補正と国保標準システム改修費の補正です。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第38号「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第38号「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」

本議案は、平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に歳入歳出それぞれ120万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,927万2,000円とするものです。

予算の内容は、人事異動に伴う人件費の補正です。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第39号「平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第39号「平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1号)について」本議案は、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から人件費の補正に伴い、収益的支出193万9,000円を追加し、収益的支出の予定額を7億9,460万2,000円とするものです。

なお、財源につきましては、繰越利益剰余金などで補てんするものであります。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第40号「平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第40号「平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について」

本議案は、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から、人件費

の補正及び非常用飲料水袋を購入するため、収益的支出56万円を追加し、収益的支出の予定額を5億626万2,000円とするものです。

なお、財源につきましては、繰越利益剰余金等で補てんするものであります。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第41号「平成28年度篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第41号「平成28年度篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)について」

本議案は、平成28年度篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算に歳入歳出それぞれ85万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,948万1,000円とするものです。

予算の内容は、開発区域内に土砂災害特別警戒区域が含まれていたため、この区域を分筆し、開発区域から除外する必要があるため、測量設計委託料の補正を行うものです。

また、継続費につきましても今回の補正に伴い、平成28年度分を7,548万



5,000円に変更するものです。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、「常任委員会の閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたします。

ここで招集日に配布しておりました、常任委員会の閉会中の調査結果について質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

無いようですので質疑を終わらせます。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありま

せんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで、町長、何か発言することがありましたら許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 平成28年第2回定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

専決処分を求めることについて3件、篠栗町男女共同参画計画策定委員会条例の制定を始め条例案5件、平成28年度補正予算6件の上程いたしました14議案に全てにつきまして、可決いただきましたことに感謝申し上げます。

特に、議案第41号「平成28年度篠栗北地区産業団地整備計画事業特別会計補正予算」は、予算特別委員会でご審議いただく中で、議会の皆様方の関心と期待感の大きさをひしひしと感じました。まだ、詳細な実施計画の完成には至っておりませんが、早急に固めた上で議会にご説明し、町民の皆様にもお示しいたしたいと考えております。

開発実施に当たってそのポイントは、開業に至るまでの工程表（ガントチャートと申しますが）がしっかりできているか、その工程を計画どおりに進めるための組織図は、無理なく、無駄なく作り上げられているか、実行に支障のない組織であるか、その間のキャッシュフロー表は納得性の高いものかが大事なポイントとなります。

ガントチャート、組織図、キャッシュフロー表の、いわゆるプロジェクトの三種の神器をしっかりと作り上げ、節目の期限に遅れないように実行していくことこそ最も重要でございます。

特にキャッシュフロー表、つまりお金の流れでございますが、これにつきましては、議員の皆様にはしっかりとご理解いただけるよう今後とも説明を怠らないようにしてまいりたいと考えております。

これから4年間の大プロジェクトでございます。

篠栗町が地方交付税に過度に依存しなくて済むように、自主財源の増加を図って、自立への一步を踏み出すために、予定どおり完成したいと考えておりますので、何

とぞよろしくお願いいたします。

国際社会が深く連携して、それぞれの国の独立が担保されている現代社会におきまして、最近の、特に今週半ばからの世界経済の動きからは目が離せません。

イギリスのEU離脱国民投票を前にユーロ不安が起こり、アメリカの再利上げが見送られたことも合わせて日本円が買われ、昨日は一気に103円台まで上がりました。

麻生財務大臣や黒川日銀総裁は、「為す術がない」といった表情で静観を装っております。

地方創生、1億総活躍社会の実現と、国が将来の経済成長と安定的な税収増を目指した政策を打ち続けても、世界の大きなうねりに翻弄されている気がしてなりません。

昨夕の菅官房長官の定例記者会見の中で、為替の安定が極めて重要だとの発言を信じて、国の新たな政策に期待したいものでございます。

そうした大きな世界の動き、我が国の動きに注目する中で、一方、篠栗町のまちづくりについて、でございます。

本定例会の一般質問の場で松田議員から、次期選挙への意欲を問われました。

私は、町長という職は4年間の任期が全てと考えております。

本年11月に2期が満了するこの4年間は、新たな総合計画「篠栗みんなの道標」を作り、都市計画マスタープランを改定して、これまでである意味において自然体に任せていた篠栗町全体の将来の姿を変化させようと、その仕掛けづくりを始めました。

そうした篠栗町の取り組みと歩調を合わせたかのように、平成26年末、国は地方創生政策を発表し、それに基づき、篠栗町も「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、将来の人口減少を食い止めるべく、5年間の戦略のスタートを切りました。

まちづくりは、数十年単位の先を見据えた上で、4年間での持続可能な仕掛けを一つ一つ作り上げていくことこそ重要なポイントであると考えております。

誰が4年間の町政を預かるにしろ、行政が住民の皆さんと十分に論議して素案をつくり、議会で慎重審議が行われ、決定いただいた長期ビジョンを実践する納得性の高い仕掛けづくりこそ4年間の任期に任された大事な私のまちづくりと考えます。

私は、自らのまちづくりが道半ばであるので、再度、次の4年間に挑戦したいという表現は好みません。

長期ビジョンを实践する納得性の高い持続可能な仕掛けづくりのために、また、篠栗町民の幸せのために、新たな思いで、11月の町長選挙に立候補する決意でございます。

本日午後、正式に出馬表明をマスコミ発表いたします。

何とぞよろしく願いいたします。

最後に、議員各位におかれましては、多くの方が行き交う自然豊かな福岡都市圏の代表的な町、個性ある篠栗町のさらなる発展のために、また、「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の实践による、篠栗町人口ビジョンの達成に向けて、自治の両輪としてのさらなるご協力を賜りますようお願い申し上げまして、平成28年第2回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間どうもありがとうございました。

○議長(阿部 寛治) 本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成28年第2回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時50分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

---

篠栗町議会議員

横山 久義

---

篠栗町議会議員

今長谷 武和

---